

## ○千葉大学医学部附属病院感染制御部規程

（平成27年10月1日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、千葉大学医学部附属病院規程第30条の規定に基づき、千葉大学医学部附属院内感染制御部（以下「感染制御部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 感染制御部は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における感染症の発生の予防及び適切な対応を行うとともに、感染症対策に関する諸問題を具体的に検討し、医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 感染制御部は、次の各号の業務をつかさどる。

- 一 院内感染予防対策に関すること。
- 二 病院職員に対するワクチン接種に関すること。
- 三 感染防止対策に係る地域連携に関すること。
- 四 新興・再興・輸入感染症動向の把握及び地域への情報発信に関すること。
- 五 生物テロの対応に関すること。
- 六 国際的に関心の高い感染症への対応に関すること。
- 七 その他感染症に関すること。

（職員及び職務）

第4条 感染制御部に、感染制御部長（以下「部長」という。）を置く。

2 前項に規定する者のほか、次の職員を置くことができる。

- 一 感染制御部副部長
- 二 教授，准教授，講師及び助教
- 三 医員
- 四 技術職員

## 五 その他の職員

3 前項各号に掲げる職員は、部長の命を受け、担当の業務を処理する。

（インфекションコントロールチーム）

第5条 感染制御部に、次の各号に掲げる職員から構成されるインフェクションコントロールチーム（以下「ICT」という。）を組織し、院内感染防止及び院内感染発生時に対応する実務を行う。

- 一 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師 若干名
- 二 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師 若干名
- 三 3年以上の病院勤務経験を有する感染防止対策に係る専任の薬剤師 若干名
- 四 3年以上の病院勤務経験を有する専任の臨床検査技師 若干名
- 五 その他必要と認める者

2 前項第1号及び第2号に定める者のうち1名は専従とする。

3 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（活動内容）

第6条 ICTは、感染制御部の管理の下に、千葉大学医学部附属院内感染管理委員会と連携し、次に掲げる活動を行う。

- 一 毎月1回程度の定期的な病院巡回による院内感染事例の把握並びに院内感染防止対策の実施状況の把握及び指導
- 二 院内感染事例及び院内感染の発生に関する情報の分析及び評価
- 三 院内感染が増加し、又は増加することが予測される際の病院内外の情報を基にした改善策の実施
- 四 抗菌薬の適正使用の推進のための教育及び指導並びに相談の応需
- 五 院内感染対策を目的とした職員研修の実施
- 六 患者等の教育及び学生指導の実施
- 七 院内感染に関するマニュアルの作成、改訂及び周知並びにマニュアル遵守状況の確認
- 八 感染防止対策に係る地域連携の推進
- 九 その他院内感染防止に関する諸活動

（感染対策責任者）

第7条 第5条第1項第1号から第3号までに規定する者のうちから病院長が任命する者1名を感染対策責任者として配置する。

2 感染対策責任者は、感染制御部の業務に関する企画立案及び評価並びに病院職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う。

（リンクドクター、リンクスタッフ及びリンクナース）

第8条 ICTの活動を円滑に行うため、各診療科、各中央診療施設等、企画情報部、臨床試験部、地域医療連携部、臨床栄養部、総合医療教育研修センター、未来開拓センター、薬剤部、看護部及び事務部にリンクドクター、リンクスタッフ及びリンクナースを置く。

2 リンクドクターは、前項に定める各組織の長から指名された医師（歯科医師を含む。）をもって充てる。

3 リンクスタッフは、第1項に定める各組織の長から指名された技術職員及び事務職員をもって充てる。

4 リンクナースは、看護部長が指名した看護師をもって充てる。

（ICT会議）

第9条 ICTは、第6条に規定する活動を行うため、月1回を定例としてICT会議を開催する。ただし、部長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

（ICTリンクドクター・リンクスタッフ会議及びICTリンクナース会議）

第10条 ICTは、第8条に規定するリンクドクター、リンクスタッフ及びリンクナースに院内感染防止等に関する情報を提供し、及び意見を求めるため、リンクドクター及びリンクスタッフについては、年に数回ICTリンクドクター・リンクスタッフ会議を、リンクナースについては、年に4回ICTリンクナース会議を開催する。

（病院の協力体制）

第11条 感染制御部が行う感染防止対策については、全病院職員及び病院を利用する全ての者が協力するものとする。

（事務）

第12条 感染制御部に関する事務は、医療安全課において処理する。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、感染制御部の運営に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。